

宮城県公報

目次

○県税に関する申告等の期限の延長

告示

(税務課)一

ページ

○宮城県告示第二百四十一号
宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十一号。以下「条例」といふ。）第十三条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに關するものを除く。）又は納付若しくは納入に關する期限のうち、次に掲げる地域に条例に基づく課税地を有する納税者又は特別徵收義務者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、証紙徵収の方法による納付並びに条例第九十六条第一項の規定による自動車取得税の納付、条例第八条の三第二項の規定による自動車税の納付及び条例第一百六十六条の二第二項の規定による狩猟税の納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月二十五日

県内の全ての市町村

宮城県知事 村井嘉浩

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)